

平成18年度和歌山県一般会計予算及び各特別
会計予算

和歌山県

目 次

平成18年度和歌山県一般会計予算	1
平成18年度和歌山県農業改良資金特別会計予算	16
平成18年度和歌山県林業改善資金特別会計予算	20
平成18年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計予算	23
平成18年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算	26
平成18年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算	29
平成18年度和歌山県修学奨励金特別会計予算	32
平成18年度和歌山県職員住宅特別会計予算	35
平成18年度和歌山県営競輪事業特別会計予算	38
平成18年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算	41
平成18年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算	44
平成18年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算	49
平成18年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算	52
平成18年度和歌山県用地取得事業特別会計予算	55
平成18年度和歌山県公債管理特別会計予算	59
平成18年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算	63
平成18年度和歌山県工業用水道事業会計予算	65
平成18年度和歌山県土地造成事業会計予算	67

平成18年度和歌山県一般会計予算

平成18年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,957,473千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 県	税	85,406,000 <small>千円</small>
	1 県 民 税	22,410,000
	2 事 業 税	23,125,000
	3 地 方 消 費 税	11,972,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,844,000
	5 県 た ば こ 税	2,280,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	560,200
	7 自 動 車 税	12,955,000
	8 鉱 区 税	200
	9 自 動 車 取 得 税	2,916,000
	10 軽 油 引 取 税	6,290,000
	11 狩 猟 税	53,400
	12 旧 法 に よ る 税	200
2 地 方 消 費 税 清 算 金		18,056,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	18,056,000
3 地 方 譲 与 税		20,066,000
	1 所 得 譲 与 税	17,542,000
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,354,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	166,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,000
4 地 方 特 例 交 付 金		376,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	376,000
5 地 方 交 付 税		160,000,000
	1 地 方 交 付 税	160,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		411,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	411,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,390,961
	1 分 担 金	61,056
	2 負 担 金	4,329,905

款	項	金額
8 使用料及び手数料		6,926,719 ^{千円}
	1 使用料	5,098,072
	2 手数料	1,828,647
9 国庫支出金		68,854,342
	1 国庫負担金	43,869,134
	2 国庫補助金	24,213,991
	3 委託金	771,217
10 財産収入		1,064,993
	1 財産運用収入	396,165
	2 財産売却収入	668,828
11 寄附金		56,064
	1 寄附金	56,064
12 繰入金		19,020,710
	1 特別会計繰入金	2,136,445
	2 基金繰入金	16,884,265
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		65,411,683
	1 延滞金、加算金及び過料等	404,412
	2 県預金利子	2,578
	3 貸付金元利収入	59,196,667
	4 収益事業収入	3,923,266
	5 受託事業収入	8,119
	6 利子割精算金収入	5,346
	7 雑収入	1,871,295
15 県債		70,917,000
	1 県債	70,917,000
歳入合計		520,957,473

(歳 出)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,338,553 ^{千円}
	1 議 会 費	1,338,553
2 総 務 費		43,299,547
	1 総 務 管 理 費	25,862,839
	2 企 画 費	6,321,955
	3 徴 税 費	3,867,547
	4 市 町 村 振 興 費	2,865,522
	5 選 挙 費	202,567
	6 防 災 費	2,518,218
	7 統 計 調 査 費	368,552
	8 人 事 委 員 会 費	136,278
	9 監 査 委 員 費	220,442
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	817,501
	11 自 然 保 護 費	118,126
3 民 生 費		51,152,949
	1 社 会 福 祉 費	38,430,456
	2 児 童 福 祉 費	9,228,820
	3 生 活 保 護 費	3,489,405
	4 災 害 救 助 費	4,268
4 衛 生 費		9,666,433
	1 公 衆 衛 生 費	4,591,554
	2 環 境 衛 生 費	442,332
	3 保 健 所 費	1,609,183
	4 医 薬 費	1,666,160
	5 環 境 対 策 費	1,357,204
5 労 働 費		1,036,015
	1 労 政 費	270,090
	2 職 業 訓 練 費	646,739
	3 労 働 委 員 会 費	119,186
6 農 林 水 産 業 費		33,445,443
	1 農 業 費	7,052,630

款	項	金額
	2 畜 産 業 費	729,828
	3 農 地 費	9,668,544
	4 林 業 費	10,270,106
	5 水 産 業 費	5,724,335
7 商 工 費		63,180,511
	1 商 業 費	58,733,961
	2 工 鉱 業 費	3,840,598
	3 観 光 費	605,952
8 土 木 費		79,447,107
	1 土 木 管 理 費	4,606,038
	2 道 路 橋 り よ う 費	46,634,365
	3 河 川 海 岸 費	14,340,619
	4 港 湾 費	5,172,389
	5 都 市 計 画 費	7,156,645
	6 住 宅 費	1,537,051
9 警 察 費		28,808,208
	1 警 察 管 理 費	26,475,124
	2 警 察 活 動 費	2,333,084
10 教 育 費		116,705,381
	1 教 育 総 務 費	16,826,386
	2 小 学 校 費	39,658,711
	3 中 学 校 費	22,603,548
	4 高 等 学 校 費	25,697,787
	5 特 殊 学 校 費	8,912,822
	6 社 会 教 育 費	1,971,119
	7 保 健 体 育 費	1,035,008
11 災 害 復 旧 費		5,950,967
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,212,400
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,738,567
12 公 債 費		62,066,449
	1 公 債 費	62,066,449

款	項	金 額
13 諸 支 出 金		24,659,910 ^{千円}
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	11,847,000
	2 利 子 割 交 付 金	628,803
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	9,071,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	392,626
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,939,760
	6 利 子 割 精 算 金	354
	7 配 当 割 交 付 金	411,748
	8 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	368,619
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	520,957,473

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成18年度自動車税納税通知書等封入封かん委託	自 平成18年度 至 平成19年度	(2年)	千円 7,749
2 平成18年度住民基本台帳ネットワークシステム通信機器保守委託	自 平成19年度 至 平成23年度	(5年)	133,069
3 平成18年度分庁舎(防災センター)保守委託	自 平成19年度 至 平成20年度	(2年)	170,754
4 平成18年度総務事務管理事業派遣職員委託	平成19年度	(1年)	13,776
5 平成18年度電子計算組織運用管理委託(分庁舎)	自 平成18年度 至 平成20年度	(3年)	50,781
6 平成18年度電子計算組織賃借料(分庁舎)	自 平成18年度 至 平成20年度	(3年)	301,686
7 平成18年度財務会計等共用端末賃借料(機器更改)	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	251,657
8 平成18年度県機関フレッツ用通信機器賃借料(機器更改)	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	12,355
9 平成18年度行政情報LAN設備賃借料(機器更改)	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	183,510
10 平成18年度次期ネット監視装置賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	90,771
11 平成18年度次期ネットWAN機器賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	217,399
12 平成18年度次期ネット総合防災情報対応監視装置賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	39,289
13 平成18年度次期ネット光ファイバー賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度	(6年)	914,197
14 平成18年度行政事務用パソコン賃借料	自 平成19年度 至 平成23年度	(5年)	192,555
15 平成18年度ウィルス対策システム賃借料	自 平成19年度 至 平成23年度	(5年)	24,948

事 項	期 間	限 度 額
16 平成18年度グループウェアシステム賃借料	自 平成19年度 至 平成23年度 (5年)	千円 57,267
17 平成18年度分庁舎館内LAN設備賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度 (6年)	22,916
18 平成18年度分庁舎土木防災系・教育系通信設備賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度 (6年)	71,445
19 平成18年度分庁舎インターネット通信設備賃借料	自 平成18年度 至 平成23年度 (6年)	210,904
20 平成18年度財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から最終償還期限到来後10か月を経過し全国農地保有合理化協会及び県信連が補償の履行日を指定した日まで	全国農地保有合理化協会及び県信連からの300,000千円を限度とする融資のうち最終償還期限到来後10か月の期間満了日に弁済できなかった元利金合計額(延滞金及び違約金を含む)及び損失確定日以後の利息に相当する額
21 平成18年度農業経営負担軽減支援資金融資	自 平成18年度 至 平成34年度 (17年)	融資総額100,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
22 平成18年度農業近代化資金利子補給	自 平成18年度 至 平成39年度 (22年)	融資総額1,800,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
23 平成18年度生活営農資金融資利子補給	自 平成18年度 至 平成34年度 (17年)	融資総額300,000千円を限度として年0.5%以内で計算した額
24 平成18年度農業経営基盤強化資金利子補給	自 平成18年度 至 平成44年度 (27年)	融資総額300,000千円を限度として年0.15%以内で計算した額
25 平成18年度うめ対策緊急特別利子補給	自 平成18年度 至 平成24年度 (7年)	融資総額300,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
26 平成18年度県営畑地総合整備(安楽川地区)工事	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)	280,000
27 平成18年度県営ため池等整備(疎口池地区)工事	平成19年度 (1年)	84,000
28 平成18年度わかやま森林と緑の公社事業融資損失補償	資金貸付の日から最終償還期限到来後10か月を経過し農林漁業金融公庫が補償の履行日を指定した日まで	農林漁業金融公庫が融資した造林資金31,819千円のうち損失確定日(最終償還期限到来後10か月の期間満了日)において弁済できなかった元利金合計額(遅延利息を含む)に相当する額
29 平成18年度漁業金融制度資金利子補給	自 平成18年度 至 平成38年度 (21年)	融資総額1,000,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額

事 項	期 間	限 度	額
30 平成18年度広域営農団地農道整備 (紀の川左岸2期地区かつらぎ3 -1号橋)	平成19年度 (1年)		240,000 ^{千円}
31 平成18年度中小企業短期決済資金 融資損失補償	自 平成18年度 至 平成20年度 (3年)	融資総額2,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額	
32 平成18年度中小企業経営支援資金 融資損失補償	自 平成18年度 至 平成26年度 (9年)	融資総額13,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額	
33 平成18年度中小企業小企業応援資金 融資損失補償	自 平成18年度 至 平成29年度 (12年)	融資総額7,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額	
34 平成18年度中小企業新規開業資金 融資損失補償	自 平成18年度 至 平成26年度 (9年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額	
35 平成18年度中小企業元気わかやま 資金融資損失補償	自 平成18年度 至 平成26年度 (9年)	融資総額15,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の20%の3分の1以内で計 算した額	
36 平成18年度中小企業資金繰り安定 資金融資損失補償	自 平成18年度 至 平成27年度 (10年)	融資総額43,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額	
37 平成18年度中小企業成長サポート 資金融資損失補償	自 平成18年度 至 平成27年度 (10年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額	
38 平成18年度公共工事等情報共有シ ステムリース	自 平成18年度 至 平成22年度 (5年)		178,749
39 平成18年度公共工事等電子納品保 管管理システムリース	自 平成18年度 至 平成22年度 (5年)		73,806
40 平成18年度県道泉佐野岩出線(国 界橋上り上下部工)地方特定道路 整備工事	平成19年度 (1年)		15,000
41 平成18年度県道海南金屋線(仮称 1号橋上部工)半島振興道路整備 工事	平成19年度 (1年)		80,000
42 平成18年度町道紀州サン・リゾー トライン線(仮称上ノ城トンネル 照明・防災施設)改良代行工事	平成19年度 (1年)		200,000
43 平成18年度国道168号越路道路 (仮称越路トンネル)道路改築工 事	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)		1,500,000

事 項	期 間	限 度	額
44 平成18年度国道168号本宮道路 (仮称切畑橋) 道路改築工事	自 平成19年度 至 平成20年度	(2年)	1,550,000
45 平成18年度国道370号重根拡幅 (公共施設管理者負担金) 協定	自 平成19年度 至 平成21年度	(3年)	1,186,000
46 平成18年度国道424号南部川谷 拡幅 (仮称10号橋) 道路改築工 事	平成19年度	(1年)	200,000
47 平成18年度国道424号修理川バ イパス (仮称修理川1号トンネル) 道路改築工事	自 平成19年度 至 平成20年度	(2年)	2,300,000
48 平成18年度国道424号修理川バ イパス (仮称修理川6号橋) 道路 改築工事	平成19年度	(1年)	200,000
49 平成18年度国道425号福井バ イパス (仮称福井1号橋) 道路改築 工事	平成19年度	(1年)	200,000
50 平成18年度国道480号梨子ノ木 バイパス (仮称梨子ノ木トンネル 照明・防災施設) 道路改築工事	平成19年度	(1年)	150,000
51 平成18年度国道371号蔵土バ イパス (仮称1号橋) 特殊改良工事	平成19年度	(1年)	80,000
52 平成18年度県道西川原粉河線 (仮 称1号橋) 地方道路交付金道路改 良工事	平成19年度	(1年)	280,000
53 平成18年度県道吉備金屋線 (オン ランプ橋) 地方道路交付金道路改 良工事	平成19年度	(1年)	310,000
54 平成18年度県道吉備金屋線 (オフ ランプ橋) 地方道路交付金道路改 良工事	平成19年度	(1年)	240,000
55 平成18年度二川ダム公共事業えん 堤改良工事	平成19年度	(1年)	120,000
56 平成18年度公営住宅建設 (今福第 2団地) 工事	自 平成19年度 至 平成20年度	(2年)	803,279
57 平成18年度公営住宅建設 (川永団 地) 工事	平成19年度	(1年)	85,500
58 平成18年度津波から「逃げ切る！」 支援対策プログラム策定業務	平成19年度	(1年)	25,000
59 平成18年度指紋情報管理システム リリース	自 平成19年度 至 平成24年度	(6年)	246,537

事 項	期 間	限 度	額
60 平成18年度自動探点機・合格発表装置リース	自 平成19年度 至 平成25年度	(7年)	千円 29,295
61 平成18年度免許ファイリング全国接続用機器リース	自 平成19年度 至 平成23年度	(5年)	36,903
62 平成18年度交通事故抑止端末機器リース	自 平成19年度 至 平成23年度	(5年)	19,760
63 平成18年度妙寺警察署庁舎新築	平成19年度	(1年)	870,847
64 平成18年度情報教育環境整備	自 平成19年度 至 平成24年度	(6年)	198,330
65 平成18年度県立高等学校体育施設改築	平成19年度	(1年)	244,689
66 平成18年度旧県会議事堂保存整備	自 平成19年度 至 平成20年度	(2年)	421,998
67 平成18年度土木施設災害復旧	平成19年度	(1年)	500,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,752,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
公共河川事業	1,316,000	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	180,000			
公共農業農村事業	1,232,000			
公共都市計画事業	90,000			
公共災害関連事業	2,706,000			
公共治山事業	186,000			
公共治水事業	1,099,000			
公共林道事業	286,000			
公共水産基盤事業	495,000			
公共道路事業	9,720,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 388,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
過年補助災害復旧 事業	52,000	以下同上	以下同上	以下同上
現年補助災害復旧 事業	1,493,000			
単独災害復旧事業	50,000			
社会福祉施設整備 事業	272,000			
施設整備事業	305,000			
公害対策事業	129,000			
半島振興道路整備 事業	1,571,000			
高等学校整備事業	192,000			
警察施設整備事業	333,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川等関連公共施設整備促進事業	千円 528,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
関西国際空港株式 会社出資金	177,000	以下同上	以下同上	以下同上
地域資源活用促進 事業	57,000			
地域情報通信基盤 整備事業	688,000			
合併特例事業	2,608,000			
防災対策事業	4,020,000			
臨時地方道整備事業	2,831,000			
臨時河川等整備事業	179,000			
臨時高等学校整備 事業	873,000			
地域再生事業	3,500,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政改革推進	千円 6,000,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	707,000	以下同上	以下同上	以下同上
減税補てん	902,000			
臨時財政対策	20,000,000			
退職手当	4,000,000			

平成18年度和歌山県農業改良資金特別会計予算

平成18年度和歌山県の農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		45,048 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	45,048
2 繰越金		62,713
	1 繰越金	62,713
3 諸収入		144,499
	1 県預金利子	2
	2 貸付金元利収入	144,496
	3 雑収入	1
4 県債		79,998
	1 県債	79,998
歳入合計		332,258

(歲 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		332,258 <small>千円</small>
	1 農 業 費	332,258
歲 出	合 計	332,258

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 79,998	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成18年度和歌山県林業改善資金特別会計予算

平成18年度和歌山県の林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ812,886千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		2,090 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	2,090
2 繰越金		68,490
	1 繰越金	68,490
3 諸収入		742,306
	1 県預金利子	2
	2 貸付金元利収入	502,303
	3 雑収入	240,001
歳入	合計	812,886

(歲 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		812,886 ^{千円}
	1 林 業 費	812,886
歲 出 合 計		812,886

平成18年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成18年度和歌山県の沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		2,057 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	2,057
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		100,000
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元利収入	99,998
	3 雑収入	1
歳入	合計	102,058

(歲 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		102,058 <small>千円</small>
	1 水 產 業 費	102,058
歲 出	合 計	102,058

平成18年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

平成18年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,514,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		1,516,937 <small>千円</small>
	1 繰越金	1,516,937
2 諸収入		997,108
	1 県預金利子	408
	2 貸付金元利収入	996,400
	3 雑	300
歳入	合計	2,514,045

(歲 出)		
款	項	金 額
1 商 工 費		2,514,045 ^{千円}
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 助 成 費	2,514,045
歲 出	合 計	2,514,045

平成18年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,588千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		60,838 ^{千円}
	1 繰越金	60,838
2 諸収入		101,750
	1 県預金利息	10
	2 貸付金元利収入	101,730
	3 雑収入	10
歳入	合計	162,588

(歳出)

款	項	金額
1 民生費		162,588 ^{千円}
	1 母子寡婦福祉費	162,588
歳出	合計	162,588

平成18年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

平成18年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ254,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		141,137 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	141,137
2 諸収入		113,076
	1 貸付金元利収入	20,000
	2 雑収入	93,076
歳入	合計	254,213

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		254,213 ^{千円}
	1 教 育 総 務 費	254,213
歳 出	合 計	254,213

平成18年度和歌山県職員住宅特別会計予算

平成18年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		247,810 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	247,810
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		48
	1 県預金利子	47
	2 雑収入	1
歳入	合計	247,859

(歳出)

款	項	金額
1 総務費		247,859 <small>千円</small>
	1 職員住宅管理費	247,859
歳出	合計	247,859

平成18年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

平成18年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,675,185千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 収益事業収入		12,881,428 ^{千円}
	1 収益事業収入	12,881,428
2 使用料及び手数料		557,079
	1 使用料	557,079
3 財産収入		5,836
	1 財産運用収入	5,835
	2 財産売払収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		230,841
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	230,840
歳入	合計	13,675,185

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県営競輪特別事業費		13,544,829 <small>千円</small>
	1 競 輪 事 業 費	13,544,829
2 諸 支 出 金		129,356
	1 公営企業金融公庫納付金	129,356
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		13,675,185

平成18年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

平成18年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ802,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		508,900 ^{千円}
	1 使用料	508,900
2 財産収入		558
	1 財産運用収入	557
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		288,594
	1 一般会計繰入金	288,594
4 諸収入		4,608
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	4,606
歳入合計		802,660

(歲 出)

款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		802,660 ^{千円}
	1 港 灣 施 設 管 理 費	802,660
歲 出	合 計	802,660

平成18年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度和歌山県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,355,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,621,500 ^{千円}
	1 負担金	1,621,500
2 国庫支出金		4,000,000
	1 国庫補助金	4,000,000
3 繰入金		715,406
	1 一般会計繰入金	704,304
	2 特別会計繰入金	11,102
4 諸収入		397,130
	1 雑収入	397,130
5 県債		1,621,000
	1 県債	1,621,000
歳入合計		8,355,036

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		8,355,036 ^{千円}
	1 下 水 道 事 業 費	8,355,036
歳 出	合 計	8,355,036

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成18年度那賀幹線管渠工事（推進：中島工区）	平成19年度 (1年)		430,000
2 平成18年度那賀幹線管渠工事（推進：打田工区）	平成19年度 (1年)		80,000
3 平成18年度那賀幹線管渠工事（ミニシールド：黒土工区）	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)		380,000
4 平成18年度貴志川幹線管渠工事（ミニシールド：丸栖～西垣内工区）	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)		780,000
5 平成18年度貴志川幹線管渠工事（桃山大橋添架）	平成19年度 (1年)		120,000
6 平成18年度桃山幹線管渠工事（井阪橋添架）	平成19年度 (1年)		150,000
7 平成18年度桃山ポンプ場建設工事（機械・電気設備）	平成19年度 (1年)		267,000
8 平成18年度貴志川ポンプ場建設工事（機械・電気設備）	平成19年度 (1年)		187,000
9 平成18年度那賀浄化センター建設工事（汚泥処理棟等：土木・建築）	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)		373,000
10 平成18年度伊都浄化センター建設工事（水処理施設：4池設備）	平成19年度 (1年)		120,000
11 平成18年度伊都浄化センター建設工事（水処理施設：5・6池建設）	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)		820,000
12 平成18年度伊都浄化センター建設工事（砂ろ過施設：砂ろ過棟）	平成19年度 (1年)		395,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 121,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借替え することができる。
紀の川中流流域下水道事業	1,500,000	同上	同上	同上

平成18年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

平成18年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,236,623千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		69,092 ^{千円}
	1 繰越金	69,092
2 諸収入		2,167,531
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元利収入	2,167,530
歳入	合計	2,236,623

(歳出)

款	項	金額
1 総務費		2,236,623 ^{千円}
	1 市町村振興費	2,236,623
歳出	合計	2,236,623

平成18年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算

平成18年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,406,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 証紙収入		3,406,708 ^{千円}
	1 証紙収入	3,406,708
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	3,406,709

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		3,406,709 ^{千円}
	1 繰 出 金	3,406,709
歳 出	合 計	3,406,709

平成18年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

平成18年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,968,049千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		4,357,692 ^{千円}
	1 財産売却収入	4,357,692
2 繰入金		141,357
	1 一般会計繰入金	137,452
	2 特別会計繰入金	3,905
3 県債		3,469,000
	1 県債	3,469,000
歳入	合計	7,968,049

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		7,968,049 ^{千円}
	1 道路橋りょう用地取得事業費	5,850,454
	2 河川海岸用地取得事業費	1,022,783
	3 都市計画用地取得事業費	1,094,812
歳 出	合 計	7,968,049

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀北東道路先行取得事業	千円 2,561,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 替えることができ る。
単独道路改良先行取得事業	39,000	以下同上	以下同上	以下同上
切目川ダム先行取得事業	869,000			

平成18年度和歌山県公債管理特別会計予算

平成18年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,833,674千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		1,877 ^{千円}
	1 財産運用収入	1,877
2 繰入金		67,911,377
	1 一般会計繰入金	61,801,819
	2 特別会計繰入金	5,616,918
	3 基金繰入金	492,640
3 県債		14,920,420
	1 県債	14,920,420
歳入	合計	82,833,674

(歲 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		82,833,674 <small>千円</small>
	1 公 債 費	82,833,674
歲 出	合 計	82,833,674

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 14,920,420	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>％ 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)</p>	<p>政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借替え することができる。</p>

平成18年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
精 神 病 床	300床	
(2) 年間患者数		
入 院 患 者	92,820人	
外 来 患 者	30,956人	
(3) 一日平均患者数		
入 院 患 者	254.3人	
外 来 患 者	126.3人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		2,011,662千円
第1項 医業収益		1,428,272千円
第2項 医業外収益		583,390千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		2,295,743千円
第1項 医業費用		2,181,323千円
第2項 医業外費用		114,320千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 資本的収入		190,685千円
第1項 他会計負担金		190,685千円
	支 出	
第1款 資本的支出		190,685千円
第1項 企業債償還金		190,685千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,511,635千円
-----------	-------------

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、179,318千円と定める。

平成18年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35箇所
(2) 年間総給水量	61,630,250m ³
(3) 1日平均給水量	168,850m ³
(4) 主要な建設改良事業費	
耐震診断調査業務	28,662千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		845,114千円
第1項 営業収益		732,140千円
第2項 営業外収益		99,684千円
第3項 特別利益		13,290千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		827,108千円
第1項 営業費用		637,265千円
第2項 営業外費用		144,843千円
第3項 特別損失		40,000千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額634,188千円は、当年度分損益勘定留保資金189,203千円及び過年度分損益勘定留保資金444,985千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		8,984千円
第1項 固定資産売却代金		8,984千円
	支	出
第1款 資本的支出		643,172千円
第1項 建設改良費		34,662千円
第2項 企業債償還金		595,814千円
第3項 国庫補助金返還金		2,696千円
第4項 予備費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、34,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

219,707千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成18年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 19,860m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		568,389千円
第1項 営業収益		563,694千円
第2項 営業外収益		4,695千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		886,926千円
第1項 営業費用		596,462千円
第2項 営業外費用		290,464千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額512,087千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,157,000千円
第1項 企業債		1,157,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,669,087千円
第1項 土地造成費		87千円
第2項 企業債償還金		1,669,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、290,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,243千円

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
元利金債	千円		%	
雑賀崎地区	207,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他	5.0以内	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。
西浜地区	506,000			ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。
日高港地区	444,000	(2)借入時期 平成18年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
		(3)借入方法 普通貸借又は債券発行		

和歌山県報

平成十八年三月三十一日

号外二

別冊一